

青森県報

第四十一号

令和元年
八月七日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……(都市計画課) ……一

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……(健康福祉課) ……二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……(同) ……二

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……(高齢福祉課) ……二

○公共測量の終了……(監理課) ……三

○青森県屋外広告物条例の規定による点検を除外する広告物及び掲出物件について……(都市計画課) ……三

出 先 機 関

○土地改良区の役員の退任……(三八地域) ……三

監 査 委 員

○監査結果に対する措置の公表……(事務局) ……三

規 則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

第十一条第四項中「はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一 はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン

二 条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして知事が定めるもの

第十六条第二項第四号中「第十三条第三項第二号」を「第十四条第三項第二号」に改め、同項第五号中「第十三条第三項第三号」を「第十四条第三項第三号」に改める。

第三号様式中

「 建築士法第2条第1項に規定する建築士 (種類) 建築士 登録番号第 (号) 」を

「 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者 (修了証番号第 (号) 」に改め

「 建築士法第2条第1項に規定する建築士 (種類) 建築士 登録番号第 (号) 」

第十四号様式の注に次のように加える。

5 この様式に代えて登録申請者の負担を軽減するために国が提供することの様式に

相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

第十七号様式の注を次のように改める。

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 この様式に代えて屋外広告業者の負担を軽減するために国が提供することの適否に相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月七日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		事業所	事業所	
深浦町	西津軽郡深浦町大字深浦字八の二	主たる事務所の所在地	名称	平成 三・二・一
二苗代沢八四の	西津軽郡深浦町大字深浦字八の二	所在地	名称	
シヨクン	深浦町訪問看護ステーション	所在地	名称	
上二〇四の一	西津軽郡深浦町大字戸字家野	所在地	名称	

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
齋藤耳鼻咽喉科医院	弘前市大字城東二丁目の一	平成 三・四・三〇

青森県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年八月七日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業者		指定年月日
			名称	所在地	
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	訪問介護	ヘルパーステーション	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	令和 元・八・一
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	訪問介護	デイサービス	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	〃

青森県告示第二百三十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（二級基準点測量）

三 測量の期間

令和元年五月二十九日から同年七月十六日まで

四 測量の地域

つがる市柏下古川地内

青森県告示第二百三十七号

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）第十一条第四項第二号の規定により、条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものを次のとおり定める。

令和元年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三に規定する消防用設備等に消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の規定により設けることとされている標識及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導標識

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五に規定する製造所等に同令の規定により設けることとされている標識及び揭示板

三 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第三号に規定する道路標識及び同項第四号に規定する道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置に限る。）

四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第一号に規定する看板、標識、旗ざお及びアーチ

五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第四号に規定する道路標識等

六 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第七項に規定する揭示板及び標識

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年八月七日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	戸 川 勉	三戸郡田子町大字山口字嘉沢一六の三	令 和 元 ・ 七 ・ 二

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和元年6月5日付け青森県報号外第15号で公表した監査の結果について、地方自

